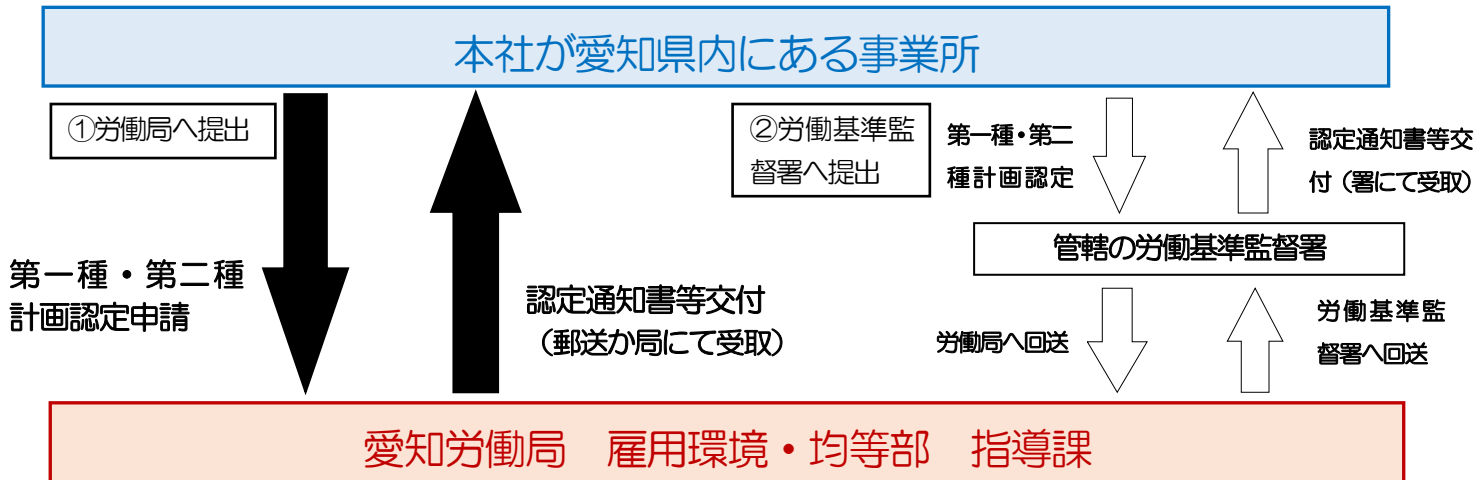


# 有期雇用特別措置法の第一種・第二種計画認定申請書の提出について

## 《 申 請 の 流 れ 》



### 第一種・第二種計画認定申請書を提出の際、注意していただきたい点

★計画認定申請に係る書類は、申請書・添付書類の**すべて**について、**2部提出**してください★

- 書類を提出していただいた後に、不明点の確認、追加資料の依頼等を行うことがあります。
  - ご担当者のご連絡先がわかるもの（名刺等）の添付をお願いします。
  - 当局から記載内容についてお尋ねする場合に備えて、提出分（**2部**）以外に、お手元に控えを残しておいてください。
- 愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課（もしくは管轄労働基準監督署）に事業主が申請書を提出し、認定通知書等を受け取ることになります。
- 社会保険労務士が提出する場合は、申請書の下部余白に、提出代行等について表示し、署名または記名をしてください。なお、**社会保険労務士は、提出のみ可能で、認定通知書等の受け取りはできません。**
- 認定通知書等は、申請事業主あてに郵送する方法と、申請事業主が愛知労働局指導課で受け取る方法があります。  
〈認定通知書等を郵送で受け取りを希望される場合〉
  - 赤のレターパックプラス（600円）を申請時に持参もしくは同封して下さい。
  - 「お届け先」欄に、申請書に記載した事業所の住所、電話番号をご記入願います。



### お問い合わせは

愛知労働局 雇用環境・均等部 指導課 有期雇用特別措置法担当までお願いします。

電話：052-857-0312

名古屋市中区三の丸2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館 8階

※郵送物についてはこちらへお願いします。

→〒460-8507 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館 2階